

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

| | | | |
|-----------------|--|-------------------|-------|
| 処分の内容 | 那覇文化芸術劇場なは一との使用料の減免 | | |
| 根拠法令及び条項 | 那覇文化芸術劇場なは一と条例第10条 | | |
| 審査基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当) | | |
| | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当) | | |
| | 【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇文化芸術劇場なは一と条例第10条 (使用料の減免) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 本市が主催する事業に利用する場合 (2) 学術、芸術若しくは文化に関する団体、公共団体又は公共的団体が本市との共催により利用する場合 (3) 構成員の半数以上が本市に通学する高校生以下の団体(第6号の本市内の学校を除く。)が利用する場合(第3条第1号又は第2号に掲げる施設を利用する場合を除く。) (4) 構成員の半数以上が本市に住所又は居所を有する満65歳以上の者である団体が利用する場合(第3条第1号又は第2号に掲げる施設を利用する場合を除く。) (5) 構成員の半数以上が本市に住所又は居所を有する障がい者の団体が利用する場合(第3条第1号又は第2号に掲げる施設を利用する場合を除く。) (6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する本市内の学校が教育目的のために利用する場合 (7) 前各号に掲げる場合を除くほか、利用者が行事に利用する日以外の日、準備、リハーサル等のために利用する場合 (8) その他市長が特別の理由があると認める場合 | | |
| 審査基準 設定年月日 | 2020年 10月 5日 | 審査基準 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 標準処理期間 | <input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当) | | |
| 標準処理期間 設定年月日 | 年 月 日 | 標準処理期間 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署 | 市民文化部 文化振興課 | | |
| 備考 | | | |

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。